

出雲市消防(水防)団 風水害対応活動指針

令和3年8月17日

1 水防の体制

出雲市消防(水防)団の風水害に伴う水防活動の万全を期するため、出雲市災害対策本部(水防本部)(以下、「災対本部」という。)が水防の体制を発令した場合は、以下の水防団体制をとる。

区 分	体制配備の基準	水防団行動基準
注意体制	大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報の発表もしくは水防団待機水位を超える等災害が発生するおそれがあると見込まれるとき。	自主的に気象情報及び河川水位等の情報収集を実施する。 各分団長は、団員との連絡体制の確認を行う。
準備体制	大雨警報、洪水警報、高潮警報の発表もしくは河川がはん濫注意水位を超える等災害発生危険がある場合、又は軽微な災害が発生した場合で必要と認められたとき。	各分団長は、団員に連絡し、いつでも警戒体制に移行できる体制を整備する。
警戒体制/ 特別警戒体制	気象予警報の更新等、災害の危険が増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認められたとき。	団長及び副団長は消防本部又は各管轄消防署に出場する。 団長は、災対本部及び災対本部支部からの指示により、各分団長に河川等の警戒に当たらせる。 団長又は副団長は、各分団を指揮統制する。
非常体制	洪水によって相当な被害が予想される時、又は、豪雨等により現に災害が発生したとき	水防本部及び支部からの指示により、各分団長は、分団の全勢力を水防活動に投入する。

2 本部設置

消防団長(以下「団長」という。)及び消防団副団長(以下「副団長」という。)は、風水害に伴う水防団災害対応活動の万全を期するため、出雲市消防本部に水防団警戒本部(以下「団警戒本部」という。)及び、管轄消防署等に水防団警戒方面本部(以下「団警戒方面本部」という。)を設置する。

3 水防団員の動員

(1) 動員の発令

団長は、警戒体制/特別警戒体制が発令された場合は、災害状況により1号招集、2号招集を行い団員の動員を発令する。

(2) 参集

動員命令を受けた団員は、あらかじめ定められた参集拠点に参集する。

【1号招集】

配備体制	階 級	団員行動(参集拠点)
《部分招集》 警戒体制が発令された場合	団長、副団長 (団長付伝令部長は団長に準ずる)	団長、副団長(本部管轄副団長) →消防本部(団警戒本部) 副団長(上記以外の5名) →管轄消防署又は佐田方面隊の場合は佐田分署(団警戒方面本部)
	方面隊長(副団長) (伝令部長は方面隊長に準ずる)	団警戒本部(団長)より招集のあった方面隊長のみ指定された拠点へ参集する。
	分団長、団員	団警戒本部(団長)より招集のあった分団長のみ指定された拠点へ参集する。(団員は待機等)

【2号招集】

配備体制	階 級	団員行動(参集拠点)
《全招集》 特別警戒体制／非常体制が発令された場合	団長、副団長 (団長付伝令部長は団長に準ずる)	団長、副団長(本部管轄副団長) →消防本部(団警戒本部) 副団長(上記以外の5名) →管轄消防署又は佐田方面隊の場合は佐田分署(団警戒方面本部)
	方面隊長(副団長) (伝令部長は方面隊長に準ずる)	・管轄消防署又は佐田方面隊の場合は佐田分署
	分団長、副分団長	・コミュニティ消防センター、格納庫 ・地域コミュニティセンター (予め定めた拠点となる場所)
	部長、班長、団員	・各部コミュニティ消防センター、各部格納庫など予め定めた拠点となる場所

4 災害活動の基本事項

- (1) 災害発生時には、速やかに出動し、人命の安全確保を基本とし、消防災害対策本部、各消防署からの情報を収集する等、積極的に災害状況等を把握するとともに常備消防隊との連携のもと消防団車両及び資機材等を活用して活動を実施する。
- (2) 水防団の活動範囲は、与えられた任務を有効に果たすため、その管轄区域を原則とする。ただし、出雲市災害対策本部の要請があるときは、管轄区域外においても活動することとする。

5 風水害時の水防活動の要領

(1) 水防団の指揮体制

(ア) 団警戒本部

- ① 団長は、団本部長として団警戒本部を設置し消防災害対策本部と綿密な連携を保ち、水防団警戒活動及び応急活動を指揮統括する。
- ② 団本部長不在時は、予め指名されている副団長が任務を代行する。

(イ) 団警戒方面本部

- ① 副団長は、方面本部長として団警戒方面本部を設置し団本部長の指揮を受け、管轄消防署長と綿密な連携を保ち、受持区域内の水防団活動全般の指揮をとる。
- ② 方面本部長は、所属する分団が活動終了後、活動内容等について団警戒本部に報告する。
- ③ 方面本部長不在時は、予め指名されている方面隊長が任務を代行する。

(ウ) 方面隊長

- ① 方面隊長は、管轄の方面本部長の命を受け所属分団を指揮する。
- ② 方面隊長は、所属する分団が活動終了後、活動内容等について所属する団方面本部に報告する。
- ③ 方面隊長に事故があった場合又は欠けた場合は、同じ団警戒本部に所属する他の方面隊長がその職を代理する。
- ④ 方面隊長が1名の場合で、方面隊長に事故があった場合又は欠けた場合は、所属本部副団長がその職務を代理する。

(エ) 分団長

- ① 分団長は、方面隊長の命により、分団の活動を指揮する。
- ② 分団長は、活動終了後、活動内容等について所属する方面隊長に報告する。
- ③ 分団長に事故があった場合又は欠けた場合は副分団長がその職を代理する。

(2) 水防団部隊の任務

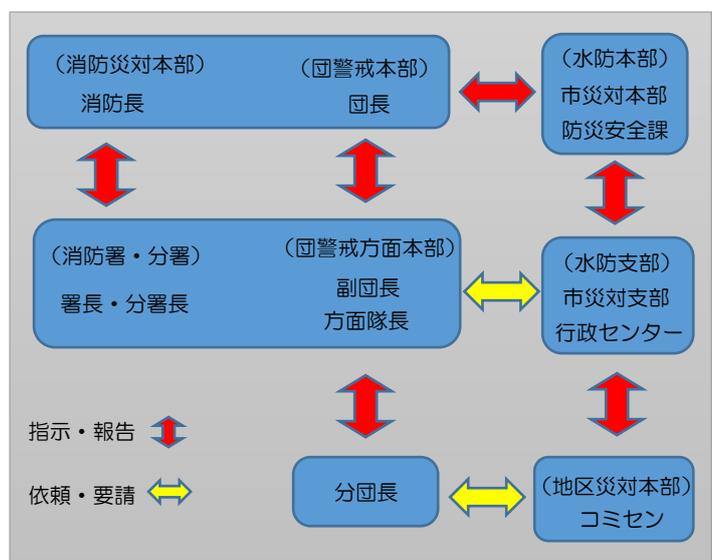
- (ア) 情報の収集、指揮支援活動等
- (イ) 水防活動
- (ウ) 人命の救出・救護活動
- (エ) 住民に対する避難誘導活動

(3) 伝令部長の任務

- (ア) 情報の収集及び活動記録等

6 水防団組織

別紙1のとおり



別紙1

